

# 建設キャリアアップシステムの普及・定着と 3カ年計画について

令和 7年 1月

国土交通省 中部地方整備局

建政部 建設産業課

## 【1. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・建退共制度の適正履行の確保】

### <課題・共通認識>

- 建設業における今後の担い手確保のため、CCUSの登録及び活用を推進し、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を継続する必要があります。
- また、公共工事における建退共制度の適正履行を図ることは、建設労働者の雇用労働条件の改善はもとより、公共工事発注機関による財源措置の適正処理の観点からも重要であり、現在は従来の証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となっています。
- 建退共制度の就労実績とCCUSに蓄積される建設労働者の就業履歴情報の相互との連携が図られることによって、建退共制度の適正履行が確保されるとともに、建設労働者のさらなる処遇改善につながることを期待されます。
- そのためには、元請企業において工事現場でカードリーダーを設置する等により、**建設労働者が就業履歴を蓄積できる環境整備を行うことが不可欠**です。各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いします。

### <建設業者団体>

- 元請企業におかれましては積極的に**CCUSの環境整備を行っていただく**とともに、工事現場で従事する建設労働者に対しカードリーダーへのタッチ等が適切に行われるよう、日々の朝礼等を通じて工事現場での周知徹底をお願いします。

### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 地方公共団体におかれましては、CCUS活用のための必要な条件整備を講じていただくとともに、**建退共制度について受注者に対し引き続き周知徹底**を行い、**管内市町村に対しても制度の適正履行の確保等について積極的な働きかけ**をお願いします。

### <民間発注者団体>

- 建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民一体となって取組を進めています。
- 国土交通省及び建設業界を挙げて、CCUSを建設業界共通の制度インフラとし、**公共工事・民間工事を問わず**、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者によるCCUSの活用や、工事に従事する技能者カードを利用できる環境整備が図られるよう、**元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮**をお願いいたします。
- 現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される**建退共制度については、公共工事・民間工事を問わず適用**されますので、民間工事においても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われることが必要です。
- 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費**であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解され、**これらの費用を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれ**がありますので、建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮等をお願いいたします。

## 【2. 一人親方対策について】

### <課題・共通認識>

○社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が懸念**されています。

こうした状況を踏まえ、昨年6月20日に開かれた建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会で「一人親方の取組に関する申合せ」が採択されました。

※【参考】 [一人親方の取組に関する申合せ](#) <QRコード>



○過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

※【参考】 [社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン](#) <QRコード>



### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

○元請企業（受注者）に対して、下請締結時に下請企業への確認事項を周知するとともに、一人親方の就労状況を確認する際には、社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン「**働き方自己診断チェックリスト**」を活用し、その結果雇用契約が適切と考えられる場合には一人親方に対して雇用契約へ誘導するよう、働きかけをお願いします。

※【参考】 [働き方自己診断チェックリスト](#) <QRコード>



○法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を**現在よりも30%ポイント引き上げる**ことを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図るようお願いします。  
※現行（R5）提出率  
公共工事（一次下請：72.5%、二次下請：65.6%、三次下請以降：56.3%）  
民間工事（一次下請：54.5%、二次下請：50.8%、三次下請以降：41.3%）

○建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう**工期の平準化の取組を強化**するとともに、特に取組が遅れている管内市町村に対しても積極的な働きかけをお願いします。

### <建設業者団体>

○一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めているチェックリスト等の活用を拡大するものとし、**現行の活用率約2割を約5割に高める**ことを目指すようお願いいたします。

○チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方については、

・下請企業において、**雇用契約の締結（社員化）**が徹底されるようお願いいたします。

・元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の**現場入場を認めない取り扱い**とするようお願いいたします。

○下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、**下請企業と一人親方との書面契約を徹底**するようお願いいたします。

## 【3. 適切な法定福利費の確保・行き渡りについて】

### <課題・共通認識>

- 法定福利費とは、法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の各保険料の事業主負担分です。また、これらは**建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。**
- これらが請負契約時に着実に確保され、技能労働者の適切な保険加入を進めるためには、**見積もり段階で必要な法定福利費を明示することが重要**です。
- 法定福利費を内訳明示した見積書に関しては、平成25年9月26日の社会保険未加入対策推進協議会において、標準見積書の提出を申し合わせたところですが、これらの見積書提出状況は令和2年以降を境に悪化している状況です。
- 法定福利費の確保・適切な支払いについては、建設業に担い手を育成・確保していく上で不可欠なものです。そのため各構成員におかれましてはそれぞれ以下の取組をお願いします。

### <建設業者団体>

- 元請企業におかれましては、下請企業に対して見積依頼時に見積書に**法定福利費の内訳を明示するよう依頼し、請負代金に反映させること、**下請企業におかれましては、**元請企業へ提出する見積書に法定福利費を明示し、技能労働者に対して必要な保険に加入させること**を徹底していただきますようお願いいたします。

※【参考】

[各団体が作成した標準見積書](#)



<QRコード>



### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 発注者においては、発注時の積算（予定価格）に法定福利費をしっかりと計上しつつ、元請企業（受注者）に対しては発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示させることを徹底し、明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との比較により、必要に応じて算出根拠を提出させるなど、適切に請負契約に計上されているか確認をお願いします。

### <民間発注者団体>

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月）においても、**発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。**発注する工事の建設作業を担う労働者に係る**法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注**を行って頂くことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

※【参考】

[技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について](#)



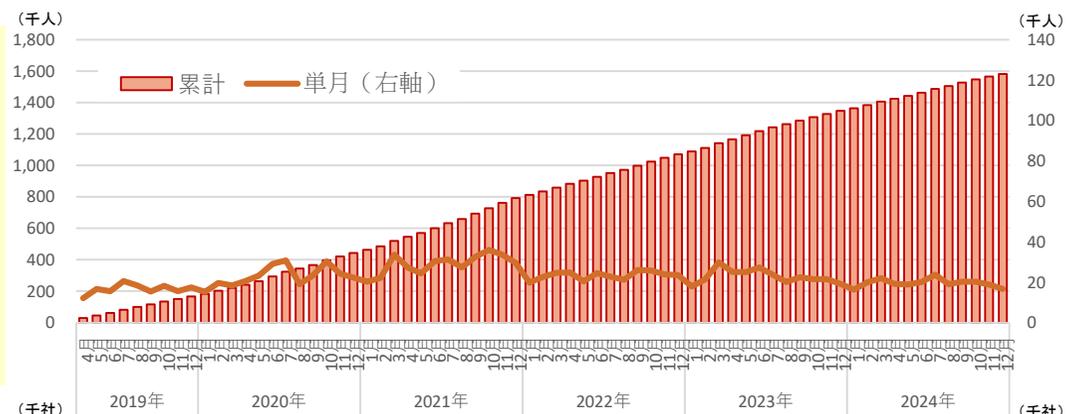
<QRコード>



## 技能者の登録数

**158.2万が登録**

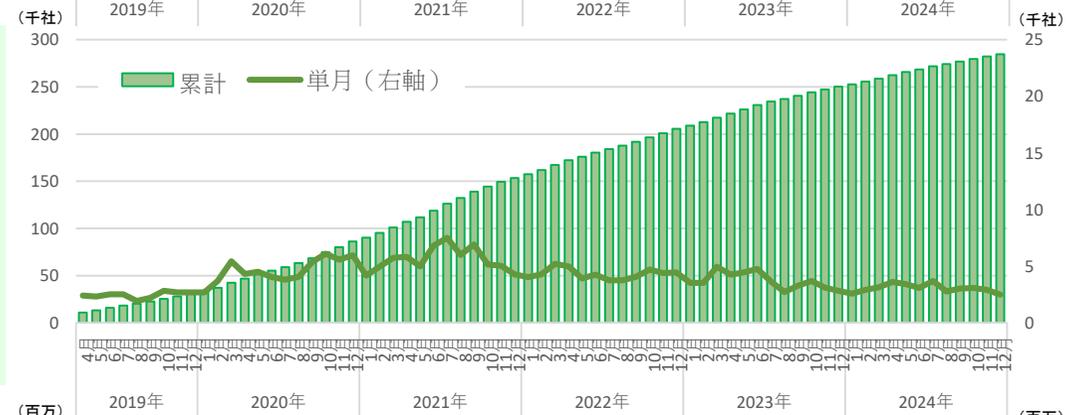
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



## 事業者の登録数

**28.5万社が登録**

※うち一人親方は9.8万社

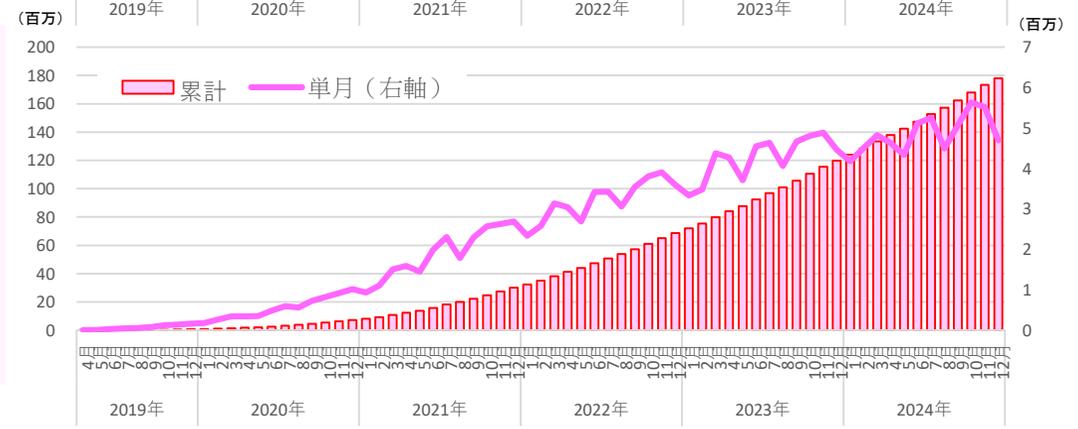


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 17,000万突破

※12月は470万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

# 都道府県別のCCUS登録状況(2024年12月末)

## 技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録数	No	都道府県	技能者登録数
1	北海道	82,519	26	京都府	23,505
2	青森県	20,817	27	大阪府	114,582
3	岩手県	19,805	28	兵庫県	49,947
4	宮城県	45,219	29	奈良県	9,271
5	秋田県	11,054	30	和歌山県	6,455
6	山形県	11,965	31	鳥取県	6,432
7	福島県	37,762	32	島根県	9,176
8	茨城県	32,675	33	岡山県	22,873
9	栃木県	20,449	34	広島県	41,237
10	群馬県	20,401	35	山口県	17,576
11	埼玉県	105,953	36	徳島県	8,974
12	千葉県	87,899	37	香川県	14,184
13	東京都	150,392	38	愛媛県	14,800
14	神奈川県	113,060	39	高知県	7,466
15	新潟県	25,256	40	福岡県	66,273
16	富山県	13,302	41	佐賀県	10,944
17	石川県	15,504	42	長崎県	13,931
18	福井県	10,962	43	熊本県	19,998
19	山梨県	9,222	44	大分県	11,208
20	長野県	21,055	45	宮崎県	14,177
21	岐阜県	27,034	46	鹿児島県	21,259
22	静岡県	38,898	47	沖縄県	24,353
23	愛知県	98,921			
24	三重県	22,122			
25	滋賀県	10,687			
				<b>全国計</b>	<b>1,581,554</b>

## 事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数		
			(一人親方除く)	
1	北海道	11,469	8,591	
2	青森県	2,029	1,635	
3	岩手県	1,995	1,487	
4	宮城県	5,863	4,432	
5	秋田県	1,345	1,121	
6	山形県	1,572	1,180	
7	福島県	4,048	3,388	
8	茨城県	5,567	3,951	
9	栃木県	3,898	2,677	
10	群馬県	3,847	2,655	
11	埼玉県	18,840	11,260	
12	千葉県	13,532	8,830	
13	東京都	32,383	20,269	
14	神奈川県	21,401	13,183	
15	新潟県	3,086	2,503	
16	富山県	2,133	1,606	
17	石川県	2,990	1,844	
18	福井県	1,768	1,319	
19	山梨県	1,560	1,123	
20	長野県	3,598	2,553	
21	岐阜県	4,982	3,275	
22	静岡県	7,827	5,064	
23	愛知県	20,592	12,431	
24	三重県	4,564	2,980	
25	滋賀県	2,140	1,364	
26	京都府	5,446	3,336	
27	大阪府	24,982	14,670	
28	兵庫県	10,751	6,597	
29	奈良県	1,682	1,089	
30	和歌山県	1,180	859	
31	鳥取県	926	720	
32	島根県	1,066	840	
33	岡山県	4,497	3,067	
34	広島県	8,810	5,476	
35	山口県	3,380	2,372	
36	徳島県	1,569	1,065	
37	香川県	2,289	1,584	
38	愛媛県	2,602	1,844	
39	高知県	1,127	751	
40	福岡県	13,314	8,671	
41	佐賀県	1,521	1,087	
42	長崎県	2,698	1,925	
43	熊本県	3,178	2,348	
44	大分県	1,634	1,317	
45	宮崎県	2,023	1,630	
46	鹿児島県	2,948	2,183	
47	沖縄県	3,884	2,826	
		<b>全国計</b>	<b>284,536</b>	186,978

出典：建設業振興基金（2024年12月末 技能者・事業者登録状況（都道府県別））

# 職種別技能者のCCUS登録状況(2024年12月末)

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	80,924
02	普通作業員	200,693
03	軽作業員	6,074
04	造園工	13,550
05	法面工	7,978
06	とび工	148,167
07	石工	3,740
08	ブロック工	1,753
09	電工	136,500
10	鉄筋工	51,354
11	鉄骨工	16,197
12	塗装工	36,595
13	溶接工	18,070
14	運転手(特殊)	61,113
15	運転手(一般)	19,189
16	潜かん工	427
17	潜かん工世話役	62
18	さく岩工	96
19	トンネル特殊工	3,307
20	トンネル作業員	5,062
21	トンネル世話役	786
22	橋りょう特殊工	4,238
23	橋りょう塗装工	1,505
24	橋りょう世話役	2,026
25	土木一般世話役	28,799
26	高級船員	1,619
27	普通船員	2,650

※赤字は上位10職種

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	2,266
29	潜水連絡員	146
30	潜水送気員	449
31	山林砂防工	45
32	軌道工	4,111
33	型わく工	69,266
34	大工	23,257
35	左官	25,878
36	配管工	84,155
37	はつり工	7,607
38	防水工	32,472
39	板金工	22,132
40	タイル工	6,394
41	サッシ工	5,519
42	屋根ふき工	2,656
43	内装工	72,803
44	ガラス工	5,901
45	建具工	13,878
46	ダクト工	14,966
47	保温工	16,268
48	建築ブロック工	5,911
49	設備機械工	24,512
50	交通誘導警備員A	1,423
51	交通誘導警備員B	2,543
52~	その他計	284,522
技能者総数		1,581,554

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	412,320
大工	294,490
配管工	202,640
塗装工	131,030
とび職	109,330
建機等操作	70,690
左官	59,750
板金工	42,330
型枠大工	40,610
鉄筋工	28,700
ブロック積・タイル張工	23,980
溶接工	21,510
屋根ふき工	16,670
造園師、植木職	16,050
鉄骨工・橋梁工	22,600
運搬従事者・運転手	13,420
石工	4,690
交通誘導員、警備員	3,740
その他技能者	1,016,730

\*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金(2024年12月末技能者登録数)

令和2(2020)年度国勢調査より

国土交通省調べ

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

## 国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2未現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **54件**、WTO対象工事)(活用推奨: **68件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分\*について、原則モデル工事を実施※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行(活用推奨: **649件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
- 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R5年度実績)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(全国で**37件**)

【港湾・空港工事】(R5年度実績)

- CCUS活用モデル工事(全国で**266件**)

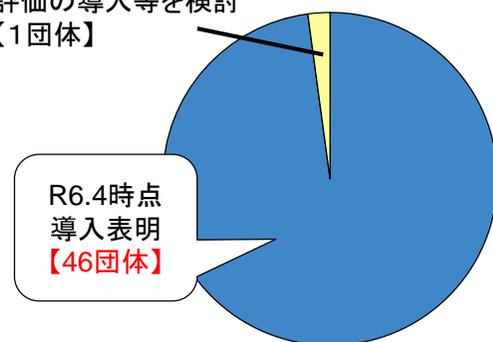
## 地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県**が企業評価の導入等を表明、残りの県も検討を表明

評価の導入等を検討【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

## 独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構  
義務化モデル工事[R3~](30件)
- 鉄道・運輸機構  
義務化モデル工事[R3~](13件)  
活用推奨モデル工事[R3~](3件)
- 首都高速  
活用推奨モデル工事[R4~](51件)
- NEXCO西日本  
義務化モデル工事[R3~](7件)  
そのほか、入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]の加点も実施
- 阪神高速道路  
義務化モデル工事[R3~](3件)  
活用推奨モデル工事[R3~](24件)
- そのほか、NEXCO東日本や水資源機構でも、モデル工事を実施

※件数は、R5年度実績

(令和6年10月17日現在 国土交通省調べ)

# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県**が**企業評価の導入等**を表明し、他の全ての県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事成績評定での加点(27都道府県)、総合評価における加点(22府県)、入札参加資格における加点(15県)、カードリーダー等費用補助(24道県)

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

### 【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

### 【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

### 【山梨県】総合評価において加点

R5年4月より、全部局、全工種に拡大して総合評価で加点

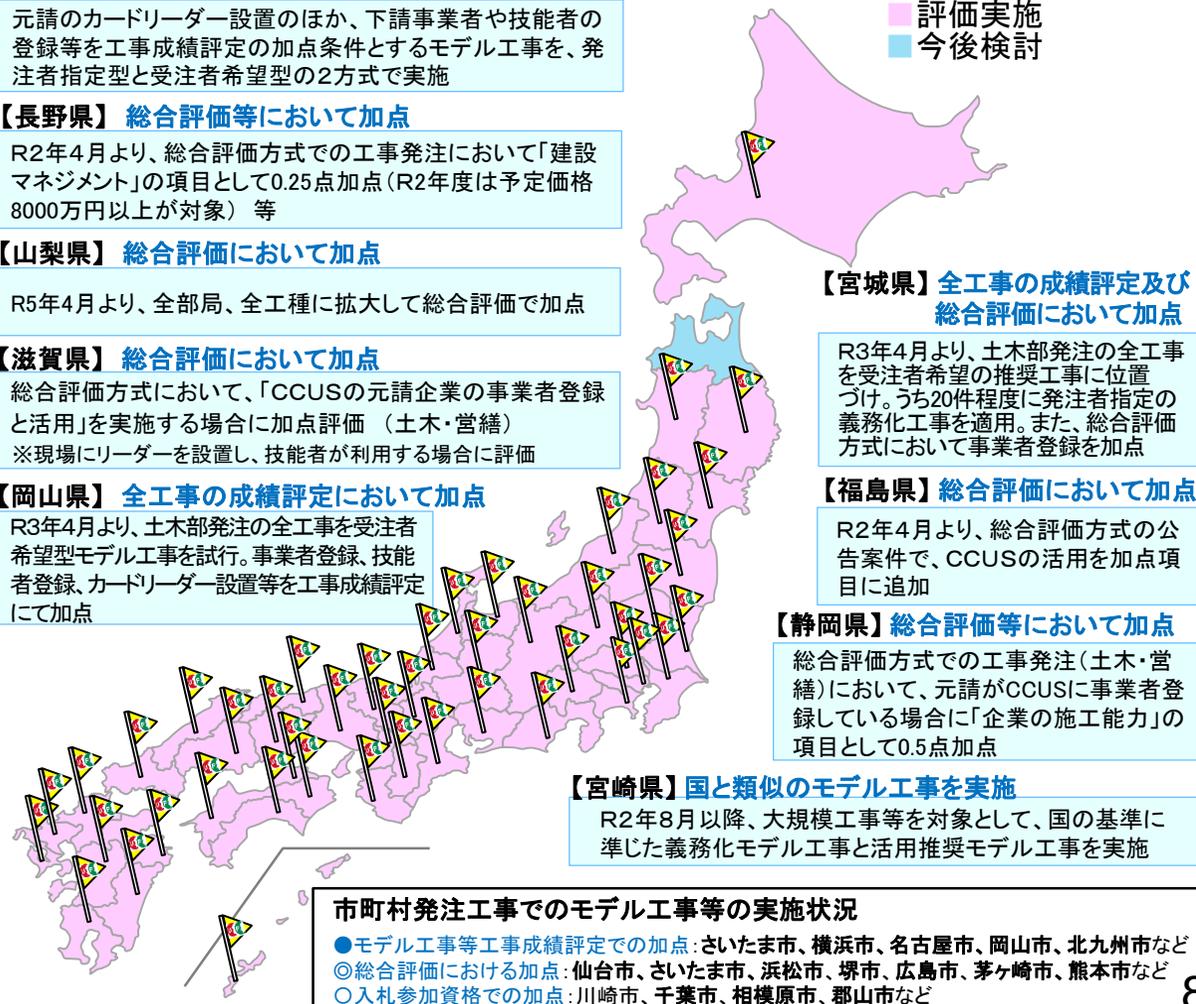
### 【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(土木・営繕)  
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

### 【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

評価実施  
今後検討



【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注(土木・営繕)において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

### 市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事成績評定での加点:さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎総合評価における加点:仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点:川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎◎
秋田県	●	◎◎	奈良県	●	◎
山形県		★	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎◎★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●◎◎★	山口県	●	●
千葉県	●	●★	徳島県	●	●◎★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	○
富山県	●	★	福岡県	●	◎★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●◎	長崎県	●	◎
山梨県		●◎★	熊本県	●	●★
長野県	●	◎◎	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎◎★
静岡県	●	●◎◎	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	◎◎	沖縄県	●	●
三重県	●	●★			

(令和6年12月2日現在)

#### <直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
- ※北海道は0.5億~2.5億円
- ※赤字は令和6年4月以降に表明されたもの

#### <都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤字は令和6年4月以降に導入を表明されたもの

# 都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定
- 都道府県発注工事：**46団体**が**企業評価の導入等を表明**
- 指定都市発注工事：**20団体**で**企業評価の導入等を表明**

## 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●	滋賀県	●		●		
青森県						京都府	●	●	●		
岩手県	●	●			●	大阪府	●		●		
宮城県	●	●	●		●	兵庫県	●		●	●	
秋田県	●		●	●		奈良県	●		●		
山形県					●	和歌山県	●			●	
福島県	●	●	●		●	鳥取県	●		●		●
茨城県	●	●			●	島根県	●	●	●		●
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●			
群馬県	●	●	●	●	●	広島県	●	●	●		
埼玉県	●	●	●	●	●	山口県	●	●			
千葉県	●	●			●	徳島県	●	●		●	●
東京都	●	●	●		●	香川県	●		●		●
神奈川県	●		●		●	愛媛県	●	●			●
新潟県	●			●		高知県	●			●	
富山県	●				●	福岡県	●			●	●
石川県	●			●		佐賀県	●				●
福井県	●	●		●		長崎県	●		●		
山梨県	●	●	●		●	熊本県	●	●			●
長野県	●		●	●		大分県	●				●
岐阜県	●	●			●	宮崎県	●	●	●	●	●
静岡県	●	●	●	●		鹿児島県	●	●	●		
愛知県	●	●		●		沖縄県	●	●			
三重県	●	●			●						

## 指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●		●	
相模原市			●	
新潟市	●			
静岡市	●	●		
浜松市	●			
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

(令和6年12月2日現在)

### <直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円  
国土交通省調べ 等

### <都道府県・指定都市工事での企業評価等>

- 導入済
- 導入予定

令和6年4月以降実施・同意

# 市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、**市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。**
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

## モデル工事实施



福島県 郡山市  
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上の上乗履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

栃木県宇都宮市(人口:51.8万人)  
三重県津市(人口:27.5万人)  
東京都調布市(人口:24.2万人) 計4自治体

## 経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)  
三重県津市(人口:27.5万人)  
東京都調布市(人口:24.2万人) 計3自治体

## 総合評価加点



青森県 八戸市  
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)  
東京都大田区(人口:74.8万人)  
東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)  
愛知県豊田市(中核市、人口:42.2万人)  
大阪府豊中市(中核市、人口:40.2万人)  
福島県いわき市(中核市、人口:33.2万人)  
三重県津市(人口:27.5万人)  
愛知県豊川市(人口:18.4万人)  
静岡県富士宮市(人口:12.8万人)  
静岡県島田市(人口:9.3万人)  
静岡県袋井市(人口:8.5万人)  
静岡県伊東市(人口:6.2万人) 等37市区

和歌山県かつらぎ町(人口:1.5万人)  
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)  
岩手県山田町(人口:1.4万人) 等6町

宮城県大衡村(人口:0.6万人) 計45自治体

## 入札参加資格



長野県 上田市  
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)  
福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)  
宮崎県日向市(人口:5.9万人)  
長野県須坂市(人口:4.9万人)  
鹿児島県日置市(人口:4.7万人)  
島根県安来市(人口:3.7万人)  
岩手県遠野市(人口:2.5万人)  
秋田県にかほ市(人口:2.3万人)  
山形県村山市(人口:2.3万人) 等12市

和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)  
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)  
岩手県山田町(人口:1.4万人)  
山形県三川町(人口:0.8万人)  
熊本県高森町(人口:0.6万人)  
北海道豊富町(人口:0.4万人) 等9町  
福島県川内村(人口:0.2万人) 計22自治体



○地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を  
一覧できるポータルサイト「入契適正化マップ」を開設

○本サイトの普及・展開により、各団体の自発的な改善の促進や業界団体との意見交換の活性化を後押し  
<サイトURL> <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/> <QRコード>



日本地図から、取組状況を確認したい  
都道府県をクリックする。



「各制度の取組状況」をクリックし、閲覧したい取組を選択する。

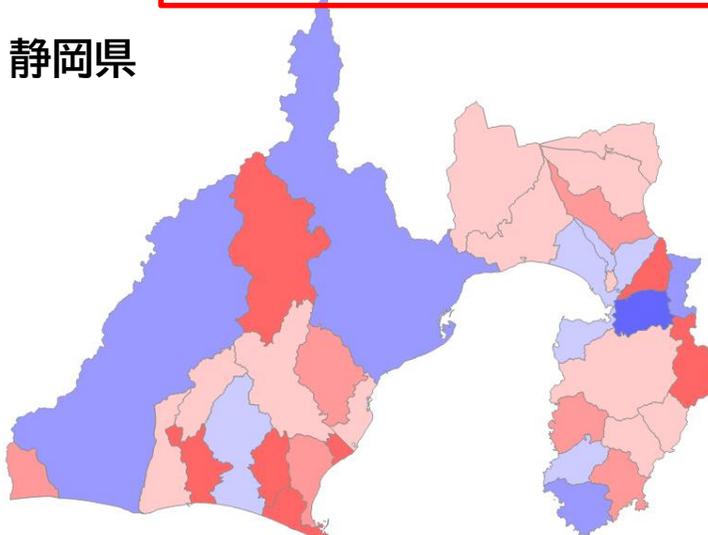
各制度の取組状況

施工時期の平準化

- 施工時期の平準化
- 連休2日工事の実施
- ダンピング対策【工事】(最低制限価格制度での最低制限価格の算定式の設定水準)
- ダンピング対策【工事】(低入札価格調査制度での調査基準価格の算定式の設定水準)
- ダンピング対策【業務】(最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況)
- 義務付け事項の実施

凡例

静岡県



区分	状況
(Dark Blue)	0.8以上
(Medium Blue)	0.7以上~0.8未満
(Light Blue)	0.6以上~0.7未満
(Light Red)	0.5以上~0.6未満
(Red)	0.4以上~0.5未満
(Dark Red)	~0.4未満

詳細資料ダウンロード

詳細情報をまとめた資料  
をダウンロード可能

「市区町村リスト(入契カルテ)」をクリックすると、  
各市町村の入契カルテを閲覧することができる。

市区町村リスト(入契カルテ)

静岡県	静岡市	浜松市
沼津市	熱海市	三島市
富士宮市	伊東市	島田市
富士市	韮田市	焼津市



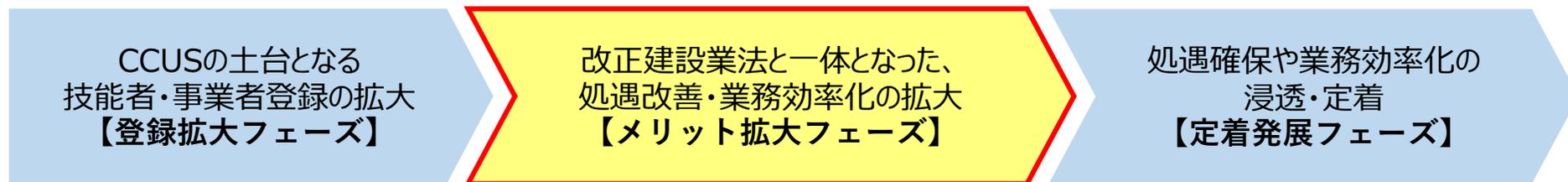
# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画

---

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

## ●今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

# 1. 経験・技能に応じた処遇改善

## (1) 「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- ・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。(R7-)
- ・そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める(R6-)
- ・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメント（表明保証）に関する条項を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行(R6-7)
- ・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始(R6-7)
- ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理(R6-7)
- ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

## (2) CCUSレベル別年収の改定

- ・レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定(R6-7)

## (3) CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討。(R6-7)
- ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導(R7-)

## (4) 法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底）

- ・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導(R7-)

## (5) CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討(R6-7)
- ・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ(R6-)

## (6) CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載(R6)
- ・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築(R7-8)

## (7) 外国人材の適正な処遇の確保

- ・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けようになる方策の検討(R6-)

## (8) 施工能力等の見える化評価の促進

- ・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討(R6-7)

## 2. 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

### (1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化 (R6)
- ・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進 (R6-7)
- ・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施 (R6-)

### (2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ (R6-)
- ・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法」を奨励 (R6-)

### (3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化

- ・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ (R6)

### (4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応 (R6-7)
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応 (R7-)

### (5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・ CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化 (R7)
- ・ CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ (R6-)
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討 (R6-)

### (6) 適正な一人親方の確認の効率化

- ・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化 (R6-)

### (7) 現場管理への活用事例の横展開

- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開 (R6-)

# 3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

## (1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加点等の支援の継続 (R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhoneのカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履歴蓄積方法の周知を強化 (R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討 (R6-8)

## (2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

### (i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」 (R6-)
- ・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけ (R6-)
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討 (R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進 (R6-)

### (ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわかりやすく整理して周知徹底。 (R6-)

## (3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資料を作成し、周知 (R6-)

## (4) 能力評価の拡充

### (i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手数料も減額 (R6)
- ・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度活用を促進 (R6-)

### (ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援 (調査検討費の助成等) (R6-8)
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能力評価の基準づくりを支援。 (R6-)
- ・各専門工事業の実態に応じてよりの確に能力評価を行うことを可能とするため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討し、ガイドラインを見直し (R6-)
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定 (R6-7)

## (5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請等を行えるアプリ等を開発 (R7-)

## (6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載できるよう関係機関に働きかけ (R6-)

## ①経験・技能に応じた処遇改善

---

## 1. レベルに応じた手当支給

### ① 谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を導入。

レベル	キャリアアップ手当 (月額)
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

### ② 大和ハウス工業（大阪）

協会の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当を支給する「技能者キャリアアップ制度」**を導入。

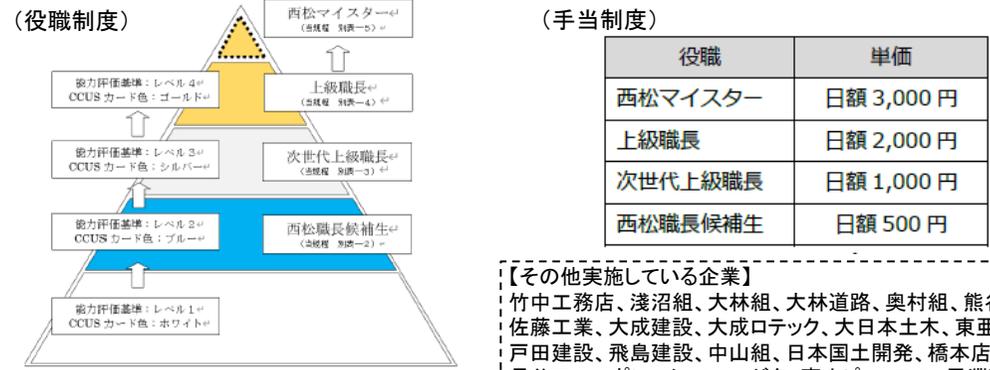
CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4(ゴールド) (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

【その他実施している企業】  
新谷建設 村本建設 等

## 2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

### ○西松建設（東京）

協会の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。  
認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



## 3. 昇給・昇格の要件として活用

### ○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、**CCUSレベルを設定**。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
2	一般	担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
		主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
1	3年目	担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
		3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
1	2年目	2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

## 4. 建退共掛金負担

協会の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○鹿島建設 ○清水建設 ○竹中工務店 ○三井住友建設 等

# CCUSを活用した「技能者を大切にしている適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- 発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にしている適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。  
(「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称))

## 「技能者を大切にしている適正企業」のイメージ

○以下の取組を行うことにより、技能者を大切にしている適正企業。

<取組例※>

※制度詳細は今後検討

- (下請) 技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制
- (元請・発注者) (一人親方含め) 適正な工期・労務費等での取引
- (共通) 宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

## 「技能者を大切にしている適正企業」の自主宣言制度(仮称)(R6)

- 発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言
- 宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省HP上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

R6年度

取組基準を  
検討・策定

企業による  
自主的宣言

R6～7年度

取組を行う企業への  
インセンティブ提供

R7年度～

水準の高い取組を行う企業の  
第三者認証、インセンティブ強化

## ② 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

---

# 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した業務効率化

- **CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用**して、安全書類作成システムの入力、施工体制台帳の確認や建退共の積立等、**元請・下請の様々な事務作業や現場管理を効率化**し、働き方改革に貢献。

## 【労務安全システム等の入力】

現状：共通する情報もそれぞれのシステムに入力が必要

⇒ **CCUSの登録情報※を自動で取得し、手入力不要に**

元請Aの現場  
(X社のシステム)



元請Bの現場  
(Y社のシステム)



## 【施工体制台帳の提出】

現状：公共工事では施工体制の変更の都度、施工体制台帳の提出義務

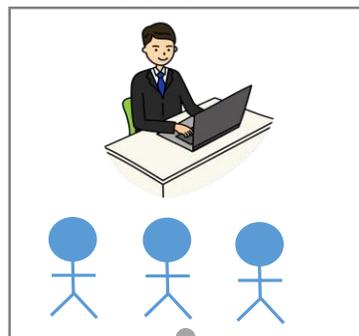
⇒ **CCUS上で閲覧できれば提出不要**

※併せて、全ての公共発注者に対してCCUSでの施工体制台帳確認を可能とするよう要請

発注者



下請事業者



CCUS

※ 技能者基本情報（氏名、資格、社会保険加入状況等）から順次実施

建退共  
報告ツール

就労実績データ



建退共

退職金ポイント積立

## 【建退共の電子申請】

現状：CCUSから建退共の電子申請をするために、一度専用ツールにデータを出力しなければならない

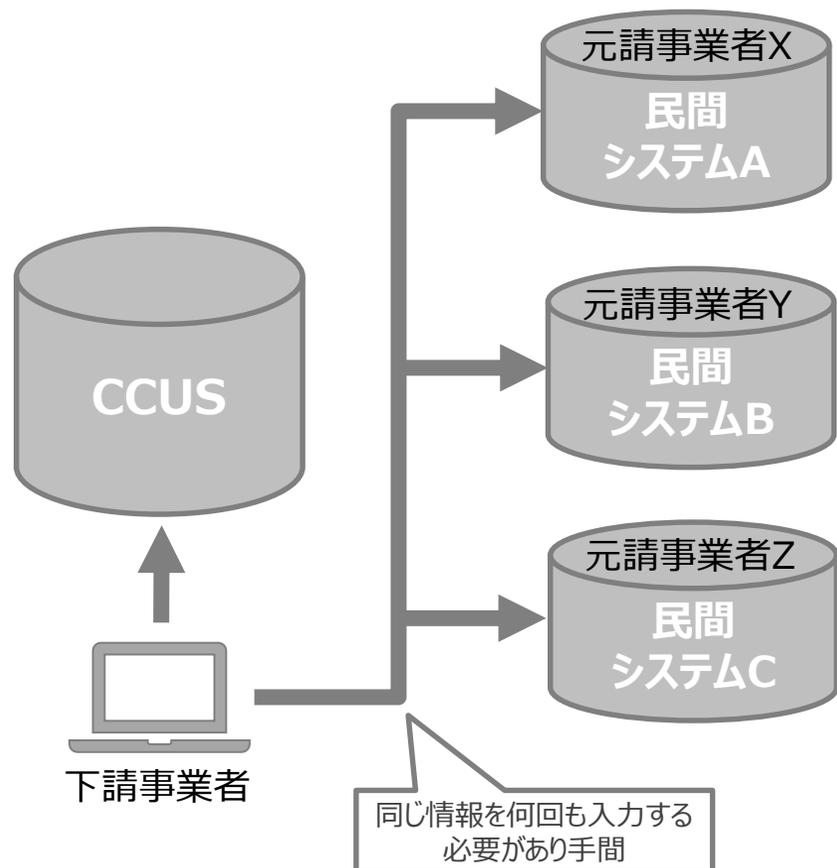
⇒ **ワンタッチで建退共の就労実績登録を可能に (R7)**

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

- 建設企業の働き方改革のため、CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能とし、データ入力作業を効率化

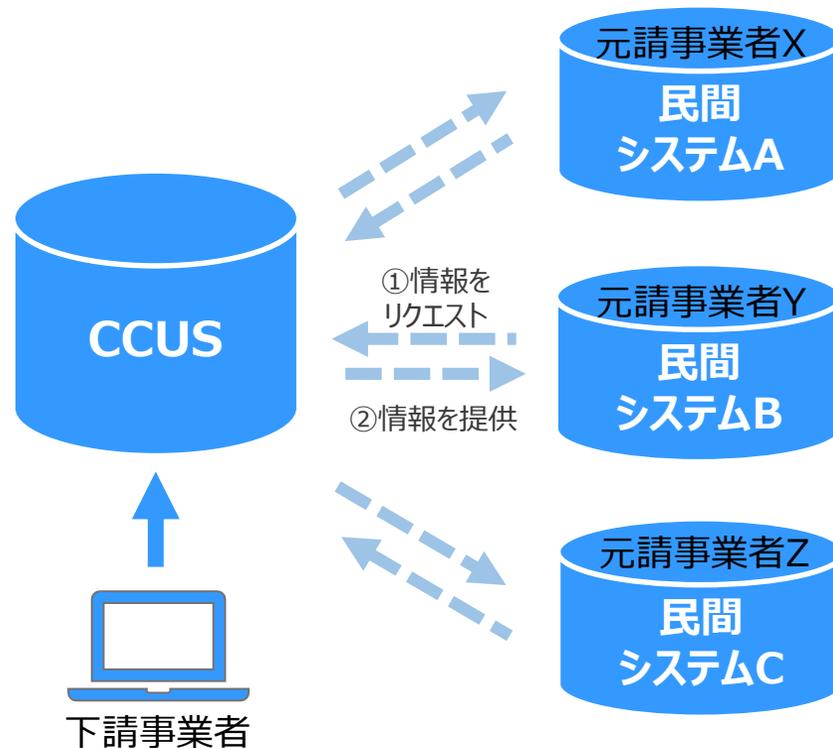
## これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力



## これから

CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



## 建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」 (2024年11月リリース)

CCUS登録技能者の皆様にご利用いただけるよう、多くの機能をご用意しました。「どんなアプリなの?」か、主な機能や画面等をご紹介します。

レベルと職種、登録基幹技能者であることを表示

マイページからは、氏名などの基本情報・お知らせ等を表示

レベルの色を表示  
(Lv1:白、Lv2:青  
Lv3:シルバー、Lv4:ゴールド)

ホーム画面は、アプリ内に登録されているイラストから、好きなものを選択(※)

技能者IDをQR表示  
(ワнтаイム)

### ◎ 建キャリとは?

「建キャリ」は、日本初の業界横断的な技能者向けスマートフォンアプリであり、300万人ともいわれる建設技能者共通のアプリを目指しています。CCUSに登録している基本情報や就業履歴を、技能者本人が容易に確認、登録している資格者証などをいつでも画面表示できます。また、能力評価のサポートや建退共掛金納付状況、CCUS応援団の特典なども確認可能。CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。ダウンロードは無料。iPhoneでもandroidスマホでもご利用いただけます。

#### 基本情報



直近の就業履歴を表示

#### (※) イラスト選択例

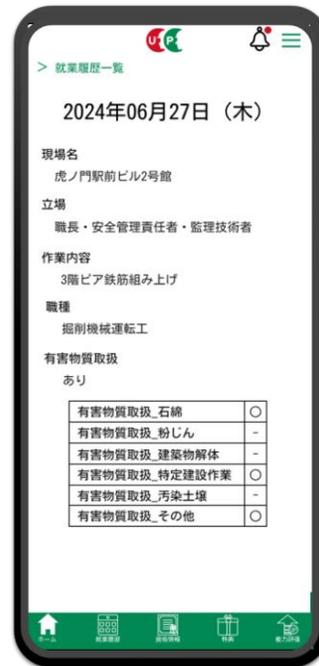


## 資格情報



「資格情報」には、登録基幹技能者から技能講習、表彰まで、登録した全ての情報が表示されます。さらに、ワンタッチで、登録した画像データを表示することも可能で、オフライン（電波が届かない）時でも見るできるようになっています。

## 就業履歴



本アプリでは、PCでCCUSにログインせずに、蓄積された就業履歴を確認することができます。月別に表示される日々の履歴はもちろん、その日の作業内容、立場なども表示可能ですので、自分の履歴が適切に蓄積されているか、手軽に確認することができます。

## 特典

アプリから、都道府県別・サービス別にCCUS応援団の特典を検索することができます。お手軽に特典を検索、内容を確認してご利用ください。

## 建退共

現在の掛金状況や、退職金の目安などを確認することができます。

### ③CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

---

## カードリーダー設置等に要する費用の軽減

- ◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積**できる実験的取組を**昨年より開始**
- ◎ **iPhone**のカード読取機能を活用した就業履歴の蓄積**(2024年1月～)**



- ◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）
- ◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】**
- ◎ カードリーダー未設置現場に対するメール相談窓口を建設業振興基金に開設（相談に基づき、元請への**サポートの実施**、カードリーダーの**無償貸与**）

## システム登録・現場利用のサポート

- ◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる**CCUS認定アドバイザー**を全国337名認定。電話対応可能なアドバイザーも設置。  
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能
- ◎ CCUSの登録に関する知識を習得し、代行申請が可能な**CCUS登録行政書士**を全国1,108名認定
- ◎ オンライン申請に加えて、全国237か所の**認定登録機関**の窓口で、**書面による申請**について、事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで実施  
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能
- ◎ **YouTubeのCCUSチャンネル**で、CCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信
- ◎ Zoomを活用したオンラインの**「サテライト説明会」**を開催  
※建設業振興基金のHPからフォームをダウンロードして申込みが可能



- 国土交通省直轄工事(官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。)のうち一般土木工事において、CCUSに対する建設業界の理解や、モデル工事実施への要望の状況を十分踏まえた上で実施。

## ＜モデル工事の特記仕様書記載例（抜粋） R6.1時点＞

### （試行について）

本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

### （登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率の計測方法について）

工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。

### （発注者による各比率の確認方法について）

計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。

### （工事成績の評点への反映について）

受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

### （費用負担について）

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、（中略）、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

# 【建設キャリアアップシステム】 埼玉県(県土整備部)によるCCUS活用モデル工事の概要

◆ 対象工事 県土整備部が発注する全工事

- ◆ 発注方式
- <発注者指定型> 発注者が選定(公告に表記)する工事  
※令和6年度発注目標:300件以上
  - <受注者宣言型> 発注者指定型以外の工事で、契約後に受注者からの申し出がある場合に、発注者との協議により選定する工事。  
※選定後の取扱いは発注者指定型と同様

◆ 実施内容

実施項目	基準
①技能者登録	登録技能者率(CCUS登録技能者の総数/技能者の総数)60%以上。
②就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、①技能者情報登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を全工事期間行ったこと。

CCUS上で施工体制技能者登録された者が対象。

◆ インセンティブ

- 工事成績評定の加点  
上記実施基準全てを達成した場合に、成績評定要領の評価項目「5.創意工夫」において1点加点する。  
\*工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。
- 費用負担  
カードリーダー等購入費用、カードタッチ費用について、支出実績に応じ、実費を積上げ計上  
※カードリーダーは新規購入に限り、1台で最大3万円、1工事あたり2台まで

# 【建設キャリアアップシステム】山梨県によるCCUS活用モデル工事の概要



## □ 対象工事

- 令和6年7月1日以降に公告する県土整備部発注工事で以下に該当するもの
  - 発注者が指定する工事
  - 上記以外で、CCUSの活用について受注者より申し出があり、工事着手前までに協議が整った工事
 （ただし、カードリーダー購入費、現場利用料の経費計上は適用除外）

## □ 実施内容

実施項目	基準
①施工体制技能者登録	施工体制登録技能者率60%以上。（全計測日の平均値）
②就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境をカードリーダー設置（概ね工事着手日）から工事完成までの期間維持したことを確認。
【計測日の設定】	<p>【着手～完成：6ヶ月以上の場合】</p> <p>【着手～完成：6ヶ月未満の場合】</p> <p>受発注者協議により工事の進捗に応じて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回は、工事着手日から概ね工事中間時に設定</li> <li>以降、概ね3ヶ月に1回の頻度で設定</li> <li>初回から3ヶ月未満で工事が完成する場合は、工事完了前に1回設定</li> </ul>

CCUS上で施工体制技能者登録された者が対象。

## □ CCUS活用に係る費用

- カードリーダー等の購入費用（1現場2台まで、計上費用の上限あり）
- 現場利用料（カードタッチ費用）について、実績に応じ積上げ計上

## □ 工事成績評定

- 実施内容の基準を達成した場合に、成績評定項目「5.創意工夫」において1点加点（成績評定は、得点割合0.4を乗じた点数となる）

## 第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ

---

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年  
全産業 508万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

#### ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

今回施行①

#### ○標準労務費の勧告

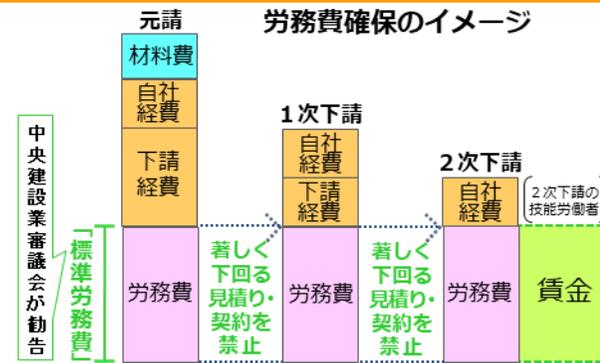
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

#### ○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

#### ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

今回施行②

#### ○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化  
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務\*

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### ○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

#### ○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

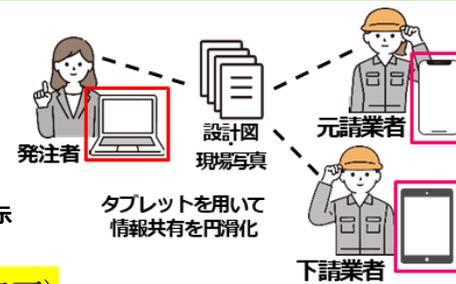
今回施行③

➡特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

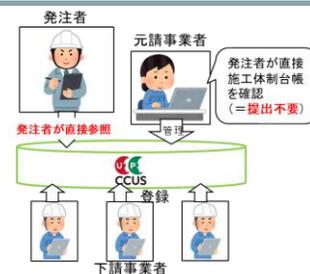


# 第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ

○第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

## 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

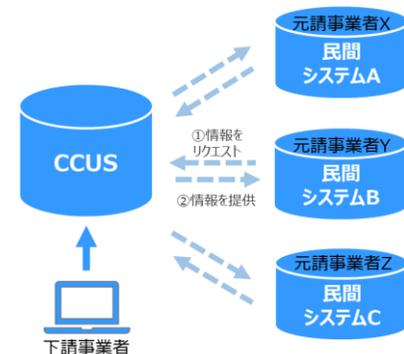
- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。(入契法第15条第2項)
- システム等として、「**建設キャリアアップシステム**」を法令上明記。(入契法施行規則第2条)
- 入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、公共発注者における活用を明記。



## ICTを活用した現場管理の効率化

- 改正建設業法において、特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場管理を努力義務化。(建設業法第25条の28)
- 当該措置に関し、国が定める「指針」(※1)において、**取り組むことが望ましい事項として、「CCUSの活用促進」(※2)を位置づけ**。

- ※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針)
- ※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記
  - ・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
  - ・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
  - ・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化 等



## 現場技術者の専任義務の緩和

- 改正建設業法において、現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能とする制度を創設。(建設業法第26条3項)
- 要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、**CCUS等を望ましい措置として明記**。

## 建設業者による処遇確保

- 改正建設業法等において、技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保を、建設業者に対して努力義務化。(建設業法第25条の27第2項、品確法第8条第4項)
- 品確法基本方針において、CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記。

## ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(抄)

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 (略)

2 公共工事の受注者(略)は、◆当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き◆、作成した施工体制台帳(略)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 (略)

## ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和6年国土交通省令第10号)(抄)

(施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置)

第二条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める措置は、◆建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置◆とする。

## ○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 (略)

2 建設業者は、◆その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保◆するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3、4 (略)

(建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置)

第二十五条の二十八 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な◆情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない◆。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、◆その適切かつ有効な実施を図るための指針◆となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

## ○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(抄)

(受注者等の責務)

第八条 (略)

2、3 (略)

4 公共工事等を実施する者は、◆その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保◆するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 (略)

## ○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(令和6年12月13日 閣議決定)(抄)

### 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

#### 2 受注者等の責務に関する事項

(略)特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャリアアップシステム」について、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、技能労働者が現場で「建設キャリアアップシステム」を利用できるよう必要な環境を整備するとともに、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、**◆個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇◆**を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式を積極的に活用するとともに、**◆「建設キャリアアップシステム」の現場就業履歴を活用した就労実績報告等の実施◆**に努めるものとする。

#### 7 発注関係事務の環境整備に関する事項

(略)各発注者は、公共工事に係る手続や書類の簡素化を推進するとともに、それらの電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため(略)、**◆施工体制台帳の写しの提出の求めに代えた「建設キャリアアップシステム」等のシステムの活用による施工体制の確認等◆**に努めるものとする。

#### 11 品質確保のための基盤整備 (1) 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保等

(略)国は、公共工事の受注者(受注者となる者を含む。)における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・向上に努めるなど**◆技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇◆**につながるような労働環境の改善を推進する(略)ものとする。

## ○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日 閣議決定)(抄)

### 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

#### (5) 施工体制の把握の徹底等に関すること

(略)各省各庁の長等は、元請業者の負担を軽減するため、**◆施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認◆**に努めるものとする。

#### (7) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

(略)国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、**◆能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置◆**を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

## ○情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(令和6年12月13日公表)(抄)

### 2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

#### (2)CCUS の活用促進

##### ②講ずべき措置

下請業者を含む建設業者においては、建設現場の生産性向上につながるよう、◆CCUSへの事業者登録、技能者登録(簡略型から詳細型への移行を含む。)、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積◆等を一層進める必要がある。

元請業者においては、下請業者や技能者が建設現場でCCUSを適切に利用できるよう、◆カードリーダー等の利用環境を構築するとともに、下請業者に対して利用について働きかけ◆を行うことが求められる。

公共発注者においては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等によるCCUSの利用が進められるよう、◆就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設業者における利用の状況等に応じて必要な条件整備◆を講ずべきである。

各建設業者は、◆社会保険未加入者の排除の徹底や適正な施工体制の継続的な確保に加え、施工体制台帳等の書類の作成や、就業履歴情報を活用した適切な人員配置、各建設現場において必要となる資格を有しているかどうかの確認等にあたり、CCUSを積極的に活用◆し、効率的な現場管理等に取り組むべきである。

また、前述のとおり、CCUS登録情報と施工管理システムとの情報連携に係る取組が進められており、各建設業者においては、◆CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化◆をより一層進めるべきである。加えて、後述のとおり、建設業退職金共済制度における電子申請方式の利用にあたっては、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、◆CCUSの現場就業履歴を活用した就労実績報告等◆に積極的に取り組むべきである。

更に、各建設業者においては、◆法令上、紙の資格者証を携行する必要がない資格について、CCUSに登録された情報を活用した資格確認◆を積極的に行うとともに、技能者に携行不要である旨周知・働きかけを行うことが望ましい。

令和6年改正法により、公共工事における施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務について、CCUS等のシステムにより直接発注者が施工体制を参照できる場合には、施工体制台帳の写しの提出義務が合理化されることとなったことから、公共発注者においては、かかる新制度を利用し、元請業者等の負担軽減に取り組むことが求められるところ、◆CCUSは、公共発注者からもCCUSで作成された施工体制台帳を確認できる機能が搭載されていることから、これを積極的に活用◆すべきである。加えて、◆民間発注者においても、元請業者に施工体制台帳の閲覧を求める場合は、CCUSを活用◆することが望ましい。

## ○監理技術者制度運用マニュアルについて(抄)

(平成16年3月1日国総建第316号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

### 三 監理技術者等の工事現場における専任

#### (2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1)～4) 略

5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。(省令十七条の二第一項第四号)なお、◆情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい◆が、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6)～8) 略